

第百八十九回国会 衆議院 文部科学委員会 議 録 第 九 号

平成二十七年五月十五日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 福井 昭君

理事 池田 佳隆君

理事 富岡 勉君

理事 義家 弘介君

理事 牧 義夫君

理事 青山 周平君

理事 尾身 朝子君

理事 勝沼 栄明君

理事 神山 佐市君

理事 小林 史明君

理事 谷川 とむ君

理事 船田 元君

理事 古田 圭一君

理事 宮川 典子君

理事 山下 貴司君

理事 菊田真紀子君

理事 中川 正春君

理事 松本 剛明君

理事 坂本祐之輔君

理事 初鹿 明博君

理事 濱地 雅一君

理事 畑野 君枝君

文部科学大臣

文部科学大臣政務官

政府参考人

(財務省理財局長)

政府参考人

(文部科学省高等教育局長)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房審議官)

文部科学委員会専門員

行平 克也君

委員の異動
五月十五日

辞任

安藤 裕君

小林 史明君

鳩山 邦夫君

笠 浩史君

吉田 宣弘君

同日

辞任

勝沼 栄明君

村井 英樹君

山下 貴司君

後藤 祐一君

濱地 雅一君

補欠選任

山下 貴司君

村井 英樹君

勝沼 栄明君

後藤 祐一君

濱地 雅一君

補欠選任

鳩山 邦夫君

小林 史明君

安藤 裕君

笠 浩史君

吉田 宣弘君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)(参議院送付)

○福井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省理財局長岡本幸君、文部科学省高等教育局長吉田大輔君及び厚生労働省大臣官房審議官福島靖正君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福井委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○福井委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本剛明君。

○松本(剛)委員 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

法案については、私も既に態度を申し上げているわけですが、行政改革の意味では一環ということを進められておられると思いますが、大臣にぜひお願いをしたいと思っております。

大臣はやはり行政改革は不断の努力ということが必要であろうかというふうに思っていますので、この法案による統合も行政改革の一步であって、またその先へぜひ進めていただくということで、きょうはその視点から何点かお願いをさせていただきます。

特に、この統合前の二法人は、既に中期目標管理法というところで中期目標、計画を設定されておられるわけですが、独立行政法人通則法の三十五条で、中期目標の期間が終わった時点でどうするかということ、「主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。」ということですので、平成三十

年度までの中期目標、計画になっていたと思いますが、三十年度の中期目標終了時においてということであれば、もうその準備を始めるとすれば、すぐにまた次の改革へ向けて方向を出していただいて、御指導をぜひいただきたいということで、きょうは何点かお伺いをしてまいりたいと思っております。

まず、今回の統合であります、行政改革という視点からすると、効率化を進めていただかなければいけないということになると思いますが、これによりまして、役員、職員、そして拠点などどのように整理をされる計画なのか、伺いたしたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

今回の両法人の統合に当たりましては、現在の両法人の役員数の合計は九名となっておりますけれども、これから四名、理事長一名、理事一名、監事二名、その分を削減いたしまして、統合後の法人の役員数は五名とする形にしております。

また、管理部門の統合によりまして事務の合理化、効率化等によりまして、職員につきましても効率化を図りますとともに、予算の面についての効率化も図ってまいりたいと考えております。

また、統合後の法人の主たる事務所についてでございますけれども、東京都小平市に所在いたします既存の大学評価・学位授与機構の事務所を活用することといたしまして、千葉県に所在いたします国立大学財務・経営センターの事務所は廃止をする予定としております。

今般、法案をお認めいただいた場合には、平成二十八年四月の統合に向けて種々の検討を進め、統合効果を最大限に発揮し、効果的、効果的な事業運営を行うことができましよう、法人体制のさらなる精査をしてまいりたいと思っております。

○松本(剛)委員 独立行政法人国立大学財務・経営センターの千葉の拠点は廃止をするというお話でありました。統合による効果ということになるうかというふうに思いますが、着実に進めていただきたいと思います。

続いて、それぞれの業務を、今回は引き続き行うこととなっている業務であります、今後どう

するのとかという観点から、ぜひ何点か伺っていき
たいと思っております。

まず、独立行政法人国立大学財務・経営セン
ターの施設費貸付事業ということでありますが、
これは、財政投融資からの資金で貸し付けるのが
主たるものになっているというふうに理解をして
おります。結局、センターは、いわば通るだけ、
トンネルというような形になっているということ
にはならないでしょうか。

○吉田政府参考人 国立大学財務・経営セン
ターが行っております施設費貸付事業、これは、セン
ターが一括して財政投融資資金を借り入れまし
て、そこから大学に貸し付けをするという、一つ
のワンストップの処理をしております。

このことによりまして、各大学の財務状況等にか
かわらず、全国の国立大学の資金調達を可能と
するほか、償還の方もセンターが一括して行うこ
とによりまして、財政投融資資金の償還確実性を
担保することが可能となるものと考えております。

また、センターが施設費貸付事業を一括して行
うことによりまして、各大学の事務的な負担軽減、
あるいは関係省庁との事務手続の効率化、そ
ういった面におきまして効果があるものという
ふうに認識をしております。

○松本(剛)委員 いわば財政投融資からセン
ター、そして個別の独立行政法人ということであ
れば、センターがいわば間接金融を行っているよ
うなものだろうというふうに思いますが、普通は
そういう場合であれば、今も償還確実性という言
葉がありました、センターが一定のリスクを引
き受けるということが存在をするのであれば、その
意義がないわけではないと思います。

もしそこにリスクがあるとすれば、今度は、セ
ンターは例えば貸倒引当金を積みとか、そういう
形でリスクをカバーしてこそ役割を果たすとい
ふうになると思いますが、センターは貸倒引当金
を積んでおりますか。

○吉田政府参考人 貸倒引当金の関係でございま

すけれども、センターはこの貸倒引当金は積んで
おりません。

その理由につきまして、さらに申し述べたいと
存じます。

引当金につきましては、独立行政法人会計基準
の「第十七 引当金」というところの箇所の第一項
におきまして、発生の可能性が高く、かつ、その
金額を合理的に見積もることができるときには引
当金を計上する、こういう方針になっております
けれども、一方で、発生可能性の低い偶発事象に
係る費用または損失については引当金は計上する
ことができない、こういった仕組みになっており
ます。

センターが実施をしております施設費貸付事業
につきましては、附属病院の施設設備の整備等に
必要な資金の貸し付けを行うこととされておま
して、安定した診療収入が見込まれ、償還の確実
性が確保されているというふうに認識をしてお
ります。

また、国立大学法人への貸付金については、こ
れまでも貸し倒れが発生した事実はなく、優良な
債権であるというふうに認識をしております。今
後も貸し倒れが発生する可能性は極めて低いた
め、センターでは貸倒引当金を計上することがで
きない場合に当たるというふうに考えておりま
す。

○松本(剛)委員 センターとして、国立大学法人
の病院事業ということになりますけれども、償還
は一定以上の確実性がある、よって貸倒引当金を
積まずに済む、こういう運びになっていると思
いますが、とすれば、償還確実性のためにまとめ
てセンターがなければいけないということにはな
らない、個々の貸し出しも一定以上の償還確実性
があるとセンターとしては考えている、こういう
ことになりまして、そうすると、センターの意義
として、償還確実性を財投に対して担保するため
ということとは余り理由にならないということに
なってくると思います。

国立大学法人の事務負担軽減というお話であり

ましたが、国立大学法人という形でそれぞれやっ
ていただく以上は、それぞれにやはり財務機能は
持つていただかなければいけませんし、これから
個々の資金調達ということも考えていただくこと
は、大学法人にしていった以上は必要なことに
なってくるかとすると、一定以上の財務の仕事は当
然していただかなければいけないわけでありま
す。センターの存在意義、この貸付事業とい
うのをやる意義というのは十分一度見直す価値が
あるというふうに考えられるのではないかと
いうふうに思います。

財務省にお伺いしますが、財投から国立大学法
人に貸すということは可能でしょうか。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

財政融資資金を運用することが可能な対象は、
財政融資資金法第十条第一項各号に列挙されてお
ります。国立大学法人は、同項第七号に規定いた
します、特別の法律により設立された法人で、
国、政府関係機関等及び地方公共団体以外の者の
出資のないもののうち、特別の法律により債券を
発行し得るものに該当するため、個別の国立大学
法人に財政融資資金を直接貸し付けることは可能
でございます。

○松本(剛)委員 財政投融資も貸し出しでありま
すから、償還の確実性というのは一定程度以上問
われると思いますが、今お聞きをいただいたよう
に、センターから見れば償還確実だと思われる形で
貸しているものでありますので、著しく見解が違
うということにはならないというふうに私は思
いますが、財務省に今コメントを求めても大丈夫で
すか。

○岡本政府参考人 理財局といたしましては、文
部科学省の要求に沿って審査をさせていただ
いて、償還確実性が認められる場合には財政融資資
金をお貸ししているということになります。

国立大学法人等の附属病院整備等に必要資金
の貸し付けにつきましては、要求官庁でございま
す文部科学省から、独立行政法人国立大学財務・
経営センターを経由した貸し付けで要望されてお

りますので、財務省といたしましては、その当該
要望を審査して認めてきたというところござい
ます。

○松本(剛)委員 これ以上お聞きをしても、多分
あとは個々の判断という答弁になるだろうとい
うふうに思いますが、私も金融機関に勤務をいた
しておりましたので、その事業に対しての償還の可
能性と、その当該貸出対象の法人の財務状況等を
総合的に勘案して貸すということになると思いま
す。

この施設費貸付事業、平成二十二年の独立行政
法人の事務・事業の見直しの基本方針という閣議
決定でも、将来的に貸付事業については廃止の方
向で検討するというふうなうたわれたこともあり
ます。三十年度の中期目標が終わった時点で、ま
た、国立大学法人というのを、それぞれしっかり
頑張ってもらわなきゃいけないという観点から
も、財務をどうするのか。今ここで大臣に即座に
廃止を確約しろと申し上げる気はありませんが、
一度、今後のために検討する余地はあるというふ
うに考えますけれども、また、特に行政改革は
トップダウンで御指示をいただかないと検討もな
かなか始まらない、こういうふうにも思いますの
で、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますが、い
かがでしょうか。

○下村国務大臣 今の質疑を聞いておりますと、
松本委員が言われていることはもつともだなとい
う感じもいたしますが、その前に、局長の方から
これについての答弁があればさせていただいて、
それからコメントさせていただければと思いま
す。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

国立大学法人みずから民間金融機関等も活用
いたしまして直接融資を受けるということは、こ
れは今の制度でも可能なものでございますけれ
ども、先ほども申し上げましたように、債務の償還
確実性という点以外に、各大学によりまして、や
はりその財務状況というのが違いがございます。
ただ、全国の大学附属病院の再開発等、これに

私どもとしては、各大学の財務状況等にかかわらず、全国の国立大学が資金調達が可能になる、そういった仕組みを整備する必要があるだろうと、思っております。そういう意味で、やはり、セクターを通じて一括の借り入れと貸し付けということまでのスキームについては今後もこれを維持していきたい、こういうふうに考えております。

○松本（剛委員） 局長が答弁すると、維持してい

きたというところに当然なるだろうというふう
に思いますし、現段階で、先ほど申し上げたよ
うに、大臣に確約を求めるあれではないと思
います。が、多少なりとももつともだなと思
つていただければ、一度ぜひ省内でしっかり
御検討いただきたいということを要請して、
次の、業務の、確認に入つていきたいと思
つております。

委員長の方がよろしければ、財務省の方はもうこれで、私の方は要請は終わりです。で。

次に、大学評価・学位授与機構の大学の認証業務について伺いたいと思います。

現在、認証評価機関は、当該独立行政法人と二つの公益財団法人の民間機関、合計三つで行われ

ているというふうに承知しております。お手元に、各三つの機関がどのぐらいこの間認証事業を

行ってきたかというのを配付させていただきました。ごらんをいただきたいと思っておりますが、

二つの民間機関もそれなりに役割をしつかり果たしてきているのではないかというふうに思つてお

ります。
そこで、まず状況についてお伺いをしたいと思います。

三つの機関、認証のいわば基準というものは
います。

ベースをそろえていただいていると思っておりますが、そういう理解でよろしいのかどうか。そし

て、民間と独立行政法人でどのように役割分担をしているのかということを、あわせて伺いました。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

認証評価機関が行います際の評価基準につきましては、各評価機関みずからが大学評価基準を定めるといふことにはなっておりますが、大学評価基準の大枠につきましては、文部科学省令で定められているところでございます。

具体的に申し上げますと、各機関の大学評価基準が学校教育法等の法令に適合していること、また、評価すべき項目として、大学の特色ある教育研究の進展に資する項目や、あるいは教員組織、教育課程等に関する項目などが定められているところでございまして、この範囲内におきまして各々認証機関は具体的な基準を定めることとなつております。その意味では共通する部分も多々ありますけれども、具体的な評価基準の細部におきましては各評価機関においての違いはある、こういうことでございます。

そこで、さらにこの三つの評価機関、御紹介いたしましたが、現在、独立行政法人大学評価・学位授与機構のほかに、公益財団法人の大学基準協会、また公益財団法人日本高等教育評価機構、これが大学の評価ということに当たっております。

これらの認証評価機関はそれぞれ独立した関係にございまして、先ほど申し上げましたような基準も踏まえながら、それぞれの理念等に基づいた評価活動を行っているところでございますが、各評価機関の特色ということで挙げさせていただきますと、例えば大学評価・学位授与機構では、一

一般の認識評価ということに加えて、各大学からの求めに応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、あるいは教育の国際化の状況に関する選択的な評価を実施するということを行っております。

また、大学基準協会では、理念、目的、教育目標がどの程度達成されているかという視点から、いわゆる達成度評価、これを重視した評価を行っているという特徴があります。

また、日本高等教育評価機構では、各大学の教育研究活動等の質の改善を志向するという観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価、こういったものに取り組んでいるという特徴があります。

このような形で、それぞれの評価機関が特色を持った評価活動を行っているという現状にございます。

○松本(剛)委員 特色はお持ちですけれども、ベースはそろえていただいて認証評価をしていた、だいているというふうに理解をいたしております。

お聞きをしておきたいと思いますが、二つの民間の公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構は、これはいずれも構成員は、各大学がいわばその構成員となつてつくられている財団というふうに理解をしております。つまり、評価をする財団の構成員が大学になつてい

ますが、今度、評価をされる大学もその大学ということになるんですが、そのあたりは大丈夫かどうかという理解でよろしいんですか。

○吉田政府参考人 ただいま委員御指摘の御懸念というのは、その評価の公正性ということに関するものであろうかというふうに思います。

この評価機関を文部科学大臣が認証する際の一つの要件として、学校教育法では、認証評価を公正に実施するための体制が整備されているかということが求められております。

こういったことを踏まえまして、各認証評価機関におきましては、具体的な評価に当たりまし

て、大学の教育研究活動に知見を持つ大学教職員を中心に、専門的な知見を駆使した評価、いわゆるピアレビューというものを行っております。

ども、その際、評価対象校の関係者は評価に携わらせない、また、大学の教職員以外の有識者をも

配置した上で評価を行うなど、公正な評価を行うための仕組みを導入しているところをごさいます。

す。

○松本(剛)委員
その点はしつかりやられている

ということであるとすると、民間で二つ既に公益財団法人が認証評価をしているとすると、独立行政法人でやらなければならない理由がどこまであるのかどうかということがやはりこれから先問われなければならないのではないかというふうに思っています。

平成十九年十二月です。から福田内閣だと思ひますが、このときの独立行政法人の整理合理化計画で、「民間の認証評価機関のみでも対応可能となつた分野から、順次、廃止又は休止する。」というふうな定めておられますし、「また、それまでの間にあつても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入に必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。」こうなつております。

直近でいただいた二十五年度の損益計算書を拝見すると、大学評価事業の経費は四億二千四百万で、手数料収入は二億七千七百万でありますから、先ほどの十九年の決定でも、民間と同様に原則として必要な経費を賄うということからくると、四億二千四百万と二億七千七百万ですから、大分足りないという状況にもなっているわけあります。

実際にこの大学が独立行政法人の認証を受けているのかというと、ほとんど国立大学なんです。うがった見方かもしれませんが、私立はほとんど民間に行っているということからすると、国立大学はやはり文部科学省所管の行政法人の顔をして

立てないかぬかなということですからへ回っているのではないかなと。実際に独立行政法人の認証を受けている国立大学法人であっても、民間の公益財団法人の構成員に既になっている大学も出てきていることも考えると、これから先、やはりこ

の認証評価業務ということは、一定程度見直しをしていく必要があるというふうに思っております。

しておるのではないかと思います。先導的な役割に特化すると既に書いておられますが、先ほどお配りをした資料を見ていただいてもわかるように、この認証事業そのものも、実は独立行政法人が後からスタートをしております、大学基準協会などの方が先にスタートをしているわけでありまして、ポリユーム的にも十分になってきておりますし、先導的役割というのは、やはり最初のいわば一周目を見るようなものだと思いますが、七年置きですかね、求められている認証はたしか七年だったと思いますが、もう既に一巡もしてきているということからすると、そろそろ先導的役割というののも一つの区切りを迎えてもいい時期ではないかというふうに考えますが、いきなり大臣にコメントを求めても、局長にまず聞いてくれ、こういう話になるようですから、局長に聞いていただいて、大臣にコメントを求めたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

この機構は、今委員の方からも少し御紹介ありましたが、平成十二年度より、国立大学における教育研究等の状況に関する第三者評価といったものを開始しております。こういった実績を踏まえまして、平成十六年度から、文科大臣の認証を受けた認証評価機関の一つということで今活動してきているということでございます。

先ほど御紹介のありました、平成十九年の独立行政法人整理合理化計画のときにおきまして、民間の認証評価機関で対応可能となった分野から民間に委ねることとされておりまして、平成二十三年度からは、短期大学に対します評価業務、これは廃止をしたところでございます。

しかしながら、短期大学以外の認証評価につきましては、直ちに現状の民間の認証評価機関の体制では全ての評価を実施するということが困難な部分がございますので、引き続き認証評価機関としての役割を機構として果たしつつ、環境が整った段階で民間に委ね、機構が行う評価というのは、まさにこういった評価に関する調査研究も含めまして先導的な部分に特化をしていく、そう

いったものも将来的には考えられるかと思いますが、そういった将来に向けて、あり方については検討してまいりたいと考えております。

○下村国務大臣 これは松本委員の資料も見させていただきましたが、確かに、民間の大学基準協会それから日本高等教育評価機構、それぞれの実績が高まっている中で、いつまでもこの大学評価・学位授与機構の存在を維持することが必要なのかどうかということについては、行革的な観点から、また、民間で既に力バールできるような体制がますますできるのであれば、これはもう行革の対象に十分なり得ると思います。

○松本(剛)委員 ぜひよろしくお願いをいたします。

やはりトップから、廃止することも含めて一度検討しろぐらいおっしゃっていただかないと、なかなか行革は組上らないというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

もう時間的に最後になると思いますが、学位授与の業務についても一点申し上げていきたいと思えます。特に省庁大学校の修了者に関する学位授与ということでありまして、

これは、いわば省庁大学校を組織としてというんでしょうか、課程というのかな、それを全体として評価して、それなりのものであれば、今度は、一応、個人がその課程が終わっているかどうかを確認して学位を授与する、こういう仕組みになっているというふうに理解をいたしておりますが、結果としては、最初に全体として評価をしているということがあるからということだと思えますが、この数年間は申請者は一〇〇％学位が授与されているというふうに理解をしておりますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○吉田政府参考人 省庁大学校の修了者につきまして学位を授与するという際には、それぞれの省庁大学校の課程の審査、それから、修士、博士ということにつきましては、各個人の学力審査と

結果といたしましては、委員御指摘のように、ほぼそれぞれの申請者がこの学位に相当するという形になっておりますが、博士課程につきましては、若干、年によりまして、申請はされたけれども認定されなかったというものもございます。

○松本(剛)委員 課程を一定程度認定をするという審査をするということですが、通常の大学でも、修了者もしくは卒業生に対しては、当然各大学が、きちつと単位が取れているとかいうことも含めて、どの課程が修了しているかということを見るということになると思えますので、その意味では、各省庁の大学校も、当然、当該学生に対して、修了しているという以上は、課程が終わっているかどうか見ているという意味では、課程と個々の関係ではきちつとやることはやっているというふうになると思えます。

では、その課程をどう認定するのかということですが、学校教育法上言うところの大学は、いわば設置基準などという形で、しっかりと大学としてのものであるかどうかということを確認していると思えますが、省庁大学校の課程を審査というのは同じようなものだという理解でよろしいですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

各省庁大学校の課程につきましては、大学評価・学位授与機構が認定をしていくわけでございますけれども、その際には、文部科学省が行う大学の学部等の設置審査に相当するような形でその内容の審査を行っております。

○松本(剛)委員 持ち時間が尽きようとしておりますのでこれで終わりにしたいと思います。大学は、文部科学省がいわば大学であるということを確認して、今度は個々の大学がその卒業生であるかどうかを認定して学位を授ける。省庁の大学校については、学位授与機構が大学並みであるということを確認して、そして個々の学生について、今は一応学位の授与に関与するという仕組み

をとっていただけるわけですが、縦割りの感覚をなくすれば、各省庁大学校が大学並みであるかどうかを文部科学省が確認さえしていただいたら、直接卒業生に学位を渡すということも、これは学校教育法とか幾つか法律を変えなきゃいけないことにはなっていると思いますが、そういうことも今後は検討していただく余地があると思えますけれども、いかがでしょうか。

実際に卒業生にとっても、世の中で余り聞いたことのないという語弊がありますが、独立行政法人大学評価・学位授与機構から学位をもらったと言われても、なかなか、説明をしなきゃいけないわけで、各省庁大学校でちゃんと卒業して学士だと言われた方が卒業生もやる気が起きるというふうに思えます。

各省庁大学校ということは、省庁の附属機関です。学校教育法になつたら、文科省の所管の法律ですから、非常に縦割りの壁をどこかで破らなきゃいけないところがあると思えます。今後検討の余地があると思えますが、いかがでしょうかというのを局長に一言いただいて、大臣に結びにコメントをいただいて、終わりたいと思えます。

以上です。

○福井委員長 吉田局長、簡潔に御答弁いただきます。

○吉田政府参考人 学位につきましては、やはり、これまで学位ということについて積み上げられてきました国際的な原則といったものを尊重する必要があろうかと思えます。

各省庁大学校は、本来的な目的が各省の政策目的に応じた人材養成ということになっておりますので、各省庁大学校が大学と同様にみずから学位を授与できる機関とすることについては、こういった国際的な原則との関係でなじまない部分があろうか、こういうふうに思っております。

ただ、やはり一方で、各省庁大学校の方で学習をされました履修の成果、それが社会的に適切に評価するように、そういう意味合いで大学評価・学位授与機構による学位授与の仕組みを開いてい

るところでございます。

○福井委員長　では、大臣も簡潔にお願いいたします。

○下村国務大臣　なぜ大学に対して各省庁は大学校かというところが、これはやはり、基本的な学位の位置づけの違いであるというふうに思っています。

大学校というのは、つまり、各省の政策目標に応じた人材養成であり、個別の設置根拠法令に基づいて置かれる機関であるということでありますから、この大学の位置づけをどうするかというところから考えていく必要があるのではないかと思います。

○松本(剛)委員　終わります。

○福井委員長　午前十一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時三十四分休憩

午前十一時開議

○福井委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。初鹿明博君。

○初鹿委員　維新の党の初鹿明博です。

午前中に続きまして、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

午前中の松本議員の質疑を聞いていても、貸付事業についてはやはり考え直した方がいいのかなというのを非常に強く改めて感じまして、資料で事業仕分けのときの資料をつけているんですが、御承知のとおり、民主党政権時代の事業仕分けでかなりこてんぱんにやられているんですよ。廃止、そういう判断だった。まだいらつしやいませんが、菊田さんが仕分け人もやっていて、かなり厳しい指摘を受けておられて、業務を縮小したとはいえ、それでもなお、今回、合併するに当たって引き継いでいくことになっているわけですね。いささか私もどうなのかなというのを

感じています。

もちろん、二つの法人を一つにしていくというのは、行政改革の中で進めていくべきことであるし、そのこと自体を否定するものではないんですが、やはり、そこで行われる業務というのはもう少しきちんと精査をしていくことが必要ではないかという視点で、先ほどの質疑の答弁も踏まえて幾つか指摘をさせていただきたいと思えます。

まずその前にですけれども、合併される方の国立大学財務・経営センターの今の本部について少し質問をさせていただきます。

今、写真をつけているんですけども、千葉の幕張の放送大学の中にあるんですが、大臣も行ったことはないですね、当然。私もなかったんですけども、質問するに当たって、一度も行かないで質問するのってどうかと思ひまして、ちょうど連休の谷間に行ってきたんですよ。ここで写真を撮ってきました。

ちょうど放送大学の入り口のところに、車が入っているところと受付があるんですね、守衛さんがいて。この法人を訪ねたいんだけどもと言ったら、ありませんと言ってますよ。ないんだと言わなければならない、そんなことはないはずで、部屋があるはずですよというやりとりをしていたら、人は誰もいませんよと言ってます。誰もいないんだそうなんですけれども、でも部屋はある、ではちょっと見せてくれ、見たいんですよと言つて名刺も出して、質問をするに当たつてという説明をして、では、放送大学の総務課で一応確認をとってくださいということが上がっていきました。

そうすると、写真をつけていますけれども、一階の階段の横にもでかく国立大学財務・経営センターと書いてあるし、二階にも書いてあるし、三階のフロア案内にもちゃんと書いてあるんですよ。変わっていないんですよ。ところが三階には、④の写真ですけれども、これより先は関係者以外立入禁止となっていて、その奥に部屋があつて、部屋にはこの⑤のように、扉にこういうふう

に掲示がされております。移転をしたということが書かれています。

まずお伺いしたいんですけども、本部に勤務している職員、現在何人ですか。

○吉田政府参考人　お答えいたします。

国立大学財務・経営センターの千葉本部の事務所には、現在、東京連絡所での勤務と兼務する職員一名が配置されております。

○初鹿委員　兼務する職員が一名配置されていると言いますけれども、そこに行っているわけじゃないですね。行くことはあるんですか。

○吉田政府参考人　常時行っているわけではございませんが、行くことはございます。

○初鹿委員　ホームページにも書いてあつて、訪ねていったり電話をかけた人というのはいくらでもないかなと思うんですけども、訪ねて行って、それで、なかったといつて苦情が何かが来たことというのはあるんでしょうか。

○吉田政府参考人　そういったことがあつたとは聞いておりません。

○初鹿委員　まず、電話は置かれているけれども、転送になっているんですかね。転送ですよ。郵便物も転送になっているんですか。

○吉田政府参考人　そこは転送されていくことになっています。

○初鹿委員　では、常駐をしなくなつてどれくらいたつてしまふのか。

○吉田政府参考人　兼務という形になりましたのは、平成二十四年八月からでございます。

○初鹿委員　では、随分長い間、ほとんど人がいないで、誰もかかつたままの状態がこの事務所が存在をしていたということですよ。その間、賃料は支払ってきたんでしょうか。

○吉田政府参考人　放送大学学園に対して賃料は支払つてきております。

○初鹿委員　それは月なのか年間なのか、お答えいただければと思いますが、年間で幾ら払っているんですか。

○吉田政府参考人　年額でございますけれども、

平成二十七年におきましては百十万円という形になっております。

○初鹿委員　つまり、今回のこの法律が通つても、施行されるのは来年の四月からということですよ。ということは、四月までは誰もいないままの状態賃料を払い続ける、そういう理解でよろしいわけですよ。

○吉田政府参考人　その点につきましては、やはり経費の節減という観点から、借入面積の見直しなどについて検討を行っているところでございます。

○初鹿委員　普通、やはり民間企業じゃ考えられませんよ。ほぼ一年間、誰もいない、全く使っていないという事務所に百万以上のお金を払つてきているわけですよ、現状。このお金というのは何ですか。運営費交付金から払われているわけですよ。そうですね。

○吉田政府参考人　そのとおりでございます。

○初鹿委員　ということは、税金なわけですよ。ここで法律が通つても、皆さん聞いてください、ね、使わないのにさらに百万円払うんですよ。おかしいと思いませんか。誰も訪ねていかないし郵便物もないし、電話だけちょこっと置かせてもらつて転送すれば済む話ですよ。そうしたら放送大学に賃料を払う必要もないんですよ。

私、行つて放送大学のひと話を聞いて、三階にたくさん何か使っているように見えるんですけども、本当に一室なんですよ。ほかのところはもう既に放送大学で使っているんですよ。この一部屋も使いたくないじゃないですかと言つたら苦笑してましたけれども、恐らく、何か一部屋だけ使えなくなっているのは向こうも違和感があるんじゃないかなと思うんですよ。

ですので、ぜひこの本部の事務所、法律が通つてなくなつても、現状でも使われていないわけですから、百万円をどぶに捨てようかなことをやめて、ちょっと見直しをしていただきたいと思うんですけども、まず大臣に、いかがでしょうか。

○下村国務大臣 民間的な感覚からいって、おっしゃるのとおりだと思います。どんなふうな見直しができるか、指示したいと思います。

○初鹿委員 百万といつても、それは全体の運営費からすれば微々たるものかもしれませんが、百万といつたら百万ですからね。それこそ従業員のボーナスを少しでも上げた方がいいんじゃないかというぐらいに思うような金額ですから、少しこれは真剣に考えていただきたいと思ひます。

それでは、今度は業務の中身の問題に入っていきますけれども、私もこの施設費貸付事業についてこのまま継続するのはいかがなものかと考えておりまして、その視点で質問をさせていただきます。

先ほどの松本議員の質疑の答弁を聞いていてあれっと思つたんですけれども、貸倒引当金を当てていない、積んでいないというお話でしたよね。その理由として、独立行政法人会計基準によると、発生可能性が低い場合はこれを計上できないということだという答えだつたと思うんですが、それでよろしいんですか。

○吉田政府参考人 そのとおりでございます。

○初鹿委員 ということは、償還がされないということとはほばない、ちゃんと返ってくるものだ、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○吉田政府参考人 はい、その債務償還の確実性が高いものであるということでございます。

○初鹿委員 では、その理由としては、病院施設であるから診療報酬で確実に収入が入ってきて、それで返済が可能である、そういう理解でいいわけですか。よろしいですか、それで。

○吉田政府参考人 センターの実施しております施設費貸付事業につきましては、国立大学附属病院の再開発整備あるいは設備の設置などを対象としております。その償還財源といたしましては、附属病院の診療報酬をもつて充てているというようなことでございします。

この国立大学附属病院の再開発整備事業と申し

ますのは、事業規模が大きく、多額の資金調達が必要でございまして、長期間の計画に基づいて実施することが必要な事業であるということで、長期間で、かつ低金利で安定した資金調達が可能な財政投融資資金を活用いたしましてセンターの貸付業務を行っている、こういうことでございします。

○初鹿委員 二枚目の資料で、事業仕分けのときに指摘を受けているところの丸五番目ですけれども「国立大学附属病院の診療施設のみを貸付事業として利用方法としては」云々とあつて、「診療報酬で貸付を返済する以上、一般の公的病院、民間病院と有意差はないと判断される。よつて、民間金融機関等で対応できるように改善しなければならぬ」という指摘を受けているわけですよ。つまり、民間でも貸せるところに貸している、民業圧迫にもつながっているんじゃないかという指摘ですよ、ね、これは。

では、仮に、長期的で低金利で融資をしなければいけないから財政融資資金を使つていられるんだという主張をされたとしたら、センターを通さないで、国立大学法人それぞれがみずから財政融資資金を借り受ければいいんじゃないかと思うんですが、それは法的には可能なのですか、ね、違いますか。

○吉田政府参考人 国立大学法人が民間金融機関等から長期借入金を入れるということは、それは可能になっていきます。

○初鹿委員 財政融資資金からも直接借りることは可能だということですよ、ね。

では、なぜ個々の法人でやらずにセンターで一括して受けなければいけないのか。その合理的な理由を説明してください。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

これは先般も申し上げましたけれども、センターが一括して大学に貸し付けることによりまして、各大学の財務状況等にかかわらず、全国の国立大学において資金調達が可能となるほか、償還

もそのセンターが一括して行うことによりまして、財政融資資金の償還確実性も担保することができるとのこと、さらに、各大学の事務的な負担軽減や関係省庁との事務手続の効率化、そういった点のメリットもございまして、そういうことを勘案いたしまして、センターによつて施設費貸付事業を行っているということでございします。

○初鹿委員 今、財務状況にかかわらず貸し付けができるという答えをしましたけれども、診療報酬で返済をして確実に返ってくる、だから財政融資資金で出すという、先ほどはそういう答弁をしているんですよ。財務状況にかかわらずというのは関係ないじゃないですか。病院施設だから、財務状況は関係なく、ちゃんと返済できるから財政融資資金で貸し出ししているんじゃないんですか。違いますか。

○吉田政府参考人 これは財務省の方からの答弁の方がよろしいのかもしれませんが、財政投融資資金の融資に当たりましては、附属病院のみならず、それぞれの大学の財務状況も勘案されるというふう聞いておりますので、その点も加味して考慮する必要があるかと思ひます。

○初鹿委員 財務状況にかかわらず貸し出しができる。では、財務状況が悪い場合には貸し出しができないということが仮にあるとしたら、病院の場合は診療報酬で安定して入ってくるわけですよ。でも、この事業は病院しか対象にしていなくて、大学の施設は、例えば寄宿舎とか、ほかの施設もあるわけですよ、ね。それについてはどうなっているんですか。どこから借りているんですか、それぞれの大学法人は。

○吉田政府参考人 お答えいたします。それぞれの大学で学生の宿舍ですとかそういったものの整備につきましては、それぞれ民間銀行などから借りている事例がございします。

○初鹿委員 ここでリストを出させていただきましたが、結構、地方銀行とかが融資してくれているんですよ、民間金融機関が。

でも、ちよつと考えてみてください。診療報酬と宿舍と、どちらが返済の確実性があるか。宿舍は、もしかしたら家賃を滞納する学生がたぐさ

んいて、それで返済をできなくなる可能性は診療報酬の病院よりも高いと思ひませんか。そういうリスクがもしかしたら高いかもしれないところは民間金融機関で現状で貸し出しができていますよ。それで、安定して貸し出しができる病院はこのセンターを通してやつている。何か矛盾していると思ひませんか。

○吉田政府参考人 学生宿舍の整備に要する資金と、それから大学附属病院の再開発等に要する資金は、やはりその規模的な違いがあるかと存じます。

大規模病院を全面改築する場合には、一件当たり平均四百億から五百億ぐらいのオーダーで資金が必要となつておりますので、そういった多額の資金につきまして長期安定で返済をしていく、そういうことになりましたと、やはり私どもとしては、財政投融資資金を活用するというのが最も適切だというふう考えております。

○初鹿委員 では、その財政投融資の資金で貸し付けをするのが適切だと言うなら、それぞれの大学で貸し付けをするのではなくてセンターでまとめてやる合理的な理由を説明してほしいんですが、それでも、それは合理的な理由は説明できるんですか。

○吉田政府参考人 これはちよつと先般も申し上げましたけれども、センターで一括して借り入れて各国立大学に貸し付けをするという際には、各国立大学ごとの財務状況にかかわらず、安定して各国立大学が融資を受けられるということ、また、事務的な面における効率化、そういったものがあるということでございします。

○初鹿委員 さつき答弁では、個々の国立大学の財務状況も確認して財務省は貸し付けできるかどうか判断していると言つていらっしゃるから、別に、センターを通す通さないは関係ない話だと思ひますよ。

ちなみに、この貸付事業にかかわっている職員

は何名ですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

この施設費貸付事業を担当する職員は、平成二十六年六月現在の数字でございますけれども、六名でございます。

○初鹿委員 お一人は管理職で、五名が職員ということですね、この前伺ったところによると。

○吉田政府参考人 職員の内訳でございますが、管理職でございます課長が一名おりまして、それを支える者があと五名おります。

○初鹿委員 このいただいた最初の説明の資料によると、毎年大体七十から八十事業、三十五、六法人に対して七十から八十事業を融資しているということですから、一人当たりの持ち件数、十五件ぐらいですか。それでいいんですかね。

○吉田政府参考人 施設費貸付事業につきましては、資金を貸し付ける側面での貸付業務、それから、今度は資金を回収する回収業務という二種類の業務があるわけでございます。

直近の平成二十六年の実績で申し上げますと、貸付業務関連では、貸し付けの審査、貸し付けの実行、そして抵当権の設定までの一連の業務で計百二十二件、また、回収業務の關係では、新規貸付条件あるいは承継債務案件などを合わせまして計二百五十四件の、合計三百七十六件の業務をこの職員が担当しているということでございます。

○初鹿委員 では、五人で、全部合わせると六十件ぐらいを担当しているということですね。これは、それぞれの国立大学に行ったら一つか二つぐらいになるわけですよ。そうすると、各国立大学が直接やることになっても、それぞれの法人の負担はそんなに重くならないと思いませんか。

だつて、今五人の職員で六十件もやれていることを、今度は一件か二件だけで、それぞれの法人はやればいいわけですから。

そう考えると、事務負担がふえるというのは違うのではないのかなと私は思うんですよ。違いは

すかね。

○吉田政府参考人 事務の効率化という観点に加えて、あわせて、全国の国立大学がその財務状況にかかわらず融資が受けられる、そのところもセンターの存在意義の大きなところだと思います。

○初鹿委員 だから、その財務状況にかかわらずというのは、さっきも言ったとおり、財務省はそれを判断して融資を決めているんだから、だから、センターを通す通さないは関係ない話なんですよ。それはもう全然答えになっていないんですよ。

では、ちよつとまた視点をずらして、今度は別の話をさせていただきますが、これは病院の整備だけに特化しているわけですね。ほかは対象にしないんです。

では、病院ということを考えたら、大学病院というのは地域の本当に中核的な病院ですよ。そう思うと、文部科学省がこの整備に責任を持つていくのが必要なのか、それとも、厚生労働省がかかわった方が地域の医療を考えたときにはいいんじゃないか、どちなのかと私は思うわけですよ。むしろ後者じゃないかなと。

厚生労働省の方には、病院や福祉施設に対して貸し付けを行っている福祉医療機構、そういう独立行政法人が存在するんですよ。そこで実は私立大学については融資ができるんです。学校法人は対象になつていて、国立大学法人は残念ながら対象になつていないんですよ。

きょうは審議官に来てもらつておりますけれども、私立大学に融資したことはあるんですよ、私立大学の病院に。

【委員長退席、義家委員長代理着席】

○福島政府参考人 独立行政法人福祉医療機構の融資につきましては、私立大学を対象に融資したことはございます。

○初鹿委員 そう考えると、この今議題になっている法人で病院施設の貸し付けを行うんじゃないかと、厚生労働省の所管の福祉医療機構で国立大

学法人についても貸し付けができるように変更をしてそこで融資をするようにした方が、病院の整備というところで一体感が出てくるような感じがするんですよ。

突然言われて、今まで検討したことがないので答えに困るかもしれませんが、その方が私はいいと思うんですよけれども、厚生労働省としてはいかがでしょうか。

○福島政府参考人 福祉医療機構におきましては、独立行政法人福祉医療機構法に基づきまして、病院等を開設する個人または医療法人、一般社団法人もしくは一般財団法人その他政令で定める法人に対し、病院等の設置、整備または経営に必要な資金を貸し付ける業務を行うということになっておりますけれども、この施行令におきましては、国立大学法人については貸し付けの対象に今しております。

国立大学医学部附属病院をその福祉医療機構の貸付対象にできないかという御提案でございますけれども、これは、文科省を初め、政府全体として判断すべきものと考えておりますけれども、現時点では、私どもとしてはその検討はしていないということでございます。

○初鹿委員 独法の再編の中でどうしてもそれぞれの省庁の所管の法人をくつつけるという方向はかなり進んできているように思うんですけども、省庁間をまたがるところで、別の省庁の法人にくつつけた方がいいようなところまでまだまだ視点が行つていないと思うんです。縦割りみたいなことを言わずに、病院ということ考えたら、私は厚生労働省の方で責任を持った方がいいんじゃないかと思うので、ぜひ、それもひとつ検討をしていただきたいと思います。

いずれにしても、今質疑をしたとおり、このセンターがやっていた業務をこの新しい法人でもう一度行うというのは、やはりどうなのかなというのは私は非常に感じます。

この貸付業務については、やはり見直す必要があるんじゃないかというふうに、見直すという

か、やめる必要があるんじゃないか。そして、それぞれの国立大学法人が独自にやはり資金調達をしていくということが、国立大学法人をつくった本来の趣旨に見合うと思ひますが、その点を踏まえて、大臣の御見解をお伺いいたします。

○下村国務大臣 先ほどの松本委員の御質問とも重なる部分があると思ひますし、初鹿委員も、基本的に行革の観点から、いかに国民の税金の無駄をなくすかという観点からの御提案だということふうに思ひます。

そういう観点から常に行革を見直しながら、より効率、効果的な、税金の無駄遣いをなくしていくという発想で取り組んでいくことは、大変重要なことだと思います。

そういう観点から、例えば、今の御指摘の、独立行政法人国立大学財務・経営センターも経ないで直接各大学側が民間からお金を借りたらいいんじゃないか、あるいは、先ほどのように、文科省とそれから厚生労働省の枠を取り払つて、厚生労働省がそういうことをやっているわけだから、そちらの方に全部一括委託したらいいのではないかと、そういう観点であるというふうに思ひます。

要は、そのことによつて、より税金のコストダウンができるのであれば、それは私もそうすべきだというふうに思ひます。

今回の御提言の中の、なぜ、今までどおりのことをして、今回の行革の中でも引き続き貸付業務についてはセンターが一括してやるかどうかということについては、先ほど局長からの答弁があつたように、その方が、各大学の事務負担の軽減、それから関係省庁との事務手続の効率化が図れる、つまりそちらの方が、行革といひますか、トータル的には税金の無駄遣いにならないという判断のもとでそうしているわけですね。それは、やはり検証はすべきだと思います。

ですから、今回は二つの独法を一つにするということですが、その中でそのまゝこれを残すわけでありすが、その残したこと、それから、ではそれを廃止した場合、実際は各大学の負

増になる部分も一方であるわけですね。負担増になる部分と、それから、残すことによって負担はふえないという、トータル的にどっちの方が税金が無駄遣いということにならないのかどうかという点については、そういう観点からやはり検討はする必要があると思います。

○初鹿委員 ぜひ検討をお願いしたいのと、あと、税金が節約できるかという観点もそうですけれども、国立大学法人をつくって、それぞれの大学ごとに別々の法人になったわけですね。それは、それぞれの大学が、地域の特性とかそれぞれの学校の特徴などを踏まえて独自性を出していくということが趣旨なんだと思うんですよ。その独自性を出すときに、やはり資金調達についてもみずから責任を持ってやっていく、それで民間と協力するところは協力していくことを進めていくことがこの国立大学法人にした趣旨にかなうと私は思いますので、そういう観点も踏まえて検討をしていただきたいと思います。

少し時間がなくなってきたんですが、あと、もう一つの事業の施設費交付事業についても、最後に一つ質問させていただきたいんです。

こちらの方は、現状、大体百六十億ぐらいの積立金があつて、あと、処分をして収入が得られる可能性のある土地は一個になっているということですね。そうすると、大体二百億ぐらいになつていて、現状、大体五十億ずつぐらい配つていくということだと、五年か六年で要は交付をする原資がなくなっていくわけですよ。そのことを考えると、今すぐやめろとは言いませんけれども、この資金がなくなった時点で、やはりこの交付事業というのをもはやめることが必要なんじゃないかなと思います。

確かに、これからいろいろな施設整備が進んでいった中で土地を処分して、その土地をまた一つの大学法人で使うんじゃないかと、その資金を地方にも分配するように交付をしていくということが出てくるかもしれません。しかし、ここで旧特定学校財産というのは、百億以上の場合を指して

いるわけですね。では、百億以上のものがそうそう出てくるかという点、そんな可能性は少ないんじゃないかと思うんですよ。

では、その少ない可能性のために職員を一人でも二人でも置き続けるということにはならないと私は思いますので、ぜひこの交付事業についても、今すぐやめろとは言わないので、将来的な課題として見直しを検討していただきたいと思いますが、大臣いかがでしょうか。

○下村国務大臣 御指摘のように、旧特定学校財産を処分した際に得られる収入、それから、国立大学法人等の土地を処分した際に得られる収入の一部を、この国立大学財務・経営センターが行う施設費交付事業の財源にしているわけであります。

その財源となる未処分の旧特定学校財産としては、実は大きいのがありまして、東京大学生産技術研究所跡地、これは六本木の国立新美術館、この売却収入というのは相当な額になります。それから、国立大学法人等の土地処分収入としては、現時点で九州大学のキャンパス移転跡地の売却収入の一部等が見込まれる。これも相当な額になります。そういうものがありますので、当面、積立金が不足するということはありません。

文科省としては、今後とも、各大学の附属病院の施設等の整備のために必要な財源が確保できるように、国立大学法人の保有資産の不断の見直し、それから有効活用を図りながら、無駄なことがないような形で、国民の皆さんにできるだけ迷惑かけないような形でしっかりと対応してまいりたいと思います。

○初鹿委員 積立金はいずれ枯渇というか、五、六年ぐらいにはなくなるわけですから、ぜひそのときにはもう一度検討をし直すようお願いをして、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○義家委員長代理 次に、大平喜信君。

○大平委員 日本共産党の大平喜信です。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部

を改正する法律案に関連して、国立大学の運営費交付金の問題を中心に質問をいたします。

四月十五日、産業競争力会議の課題別会合で安倍首相は、「この夏までに国立大学経営戦略を策定し、三類型のミッション選択に基づく自己改革を進めていく。このため、運営費交付金と競争的資金の一体的改革を進めるとともに、外部資金の獲得や資産の運用を促進していく」と表明しました。その日のNHKの報道でも、国立大学を三分類、首相が改革具体化指示と報道をしています。

第三期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会、この中間まとめでは、機能強化の方向性を三つの類型から選択することを各国立大学に迫り、その方向性を踏まえた改革の取り組み状況を毎年評価し、資金を配分するとしています。

お聞きしますが、安倍政権は、運営費交付金と競争的資金の一体的改革によって国立大学を三つに分類する、すなわち類型化をする方針なんではないでしょうか。

○下村国務大臣 四月十五日に開催された産業競争力会議の課題別会合におきまして、私の方から、第三期中期目標期間、これは平成二十八年から三十三年度であります。この期間において、各大学の機能強化の方向性に応じた取り組みをきめ細かく支援するため、運営費交付金の中に三つの重点支援の枠組みを新設し、評価に基づく配分を行う考えを表明いたしました。

この三つの重点支援の枠組みは、第三期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会の中間まとめを踏まえたものであります。各国立大学が多様な機能や役割を担っていることや、新たな社会ニーズに適切に対応することが要請されていることを前提とした上で、各国立大学が、第三期において特に重点的に取り組む内容を踏まえ、みずからこのうちの一個を選択するものということでありまして、国が国立大学の機能や役割を限定するというものではない

ございません。

○大平委員 いわゆる類型化ではないという御答弁でした。

しかし、重点支援されない分野を切り捨てるのではないかとと思われる、そんな声が私はあちこちから聞こえてくるわけです。

例えば、先ほどの十五日の産業競争力会議課題別会合では、議員の小林喜光氏から次のような発言がありました。「日本において、研究面での新しい発見がなくなってきたり、動きが止まってしまっているような学問領域を思い切ってやめて、新しい領域、学際分野、例えばIoTを使つたような関連の領域を早く立ち上げるべきではないかと強く思う」と発言をされています。

また、あるいは日本経済団体連合会は、二〇一三年十二月十七日に出した「イノベーション創出に向けた国立大学の改革について」の中で、「今後の国立大学改革にとって重要な視点は、大学の数や規模を見直し、再編・統合を伴う本格的な「機能分化」を行うことと述べています。

やはりこの三つの重点支援は、今あつたように、再編統合を伴う本格的な機能分化につながるものではないのではないのでしょうか。

○下村国務大臣 先ほど答弁いたしました、三つの重点支援の枠組み、これは、各国立大学が、それぞれの機能強化の方向性や、第三期を通じて特に重点的に取り組む内容を踏まえ、みずからこのうちの一個を選択し、国がそれに基づき重点支援を行うものということでありまして、国として国立大学を類型化しよう、そういう発想はありません。

○大平委員 あくまでも機能分化ではないとのお答えでした。

そこで次の質問ですけれども、運営費交付金の総額をふやそうとしないままに重点支援を行えば、必然的に、どこかを削る、縮小することになると思います。大学の機能や役割を限定せずに、かつ重点支援をしようと思えば、運営費交付金を

増額しなければできないと私は思います。

この間、運営費交付金の削減をやめ、充実を求める声が全国各地に広がっています。各国立大学に設けられている経営協議会の学外委員が、交付金削減に反対し、財政支援を求める声明を今度々と発表しています。声明は、私の母校である広島大学を初め、北海道教育、東北、秋田、山形、福島、筑波、静岡、名古屋、福井、奈良教育、和歌山、山口、高知、宮崎の十五大学に広がっています。

学外委員には、トヨタ自動車の会長、ファミリーマート会長など財界人を初め、有馬朗人、遠山敦子両元文部・文科大臣も名を連ねています。

例えば名古屋大学の学外委員声明では、今後とも基盤的経費の削減が続いていくならば、今後十年間で世界大学ランキングトップ百に日本の大学を十校以上などの目標達成は、国立大学の衰退とともに実現が困難になってくると痛烈に批判もして、その増額を求めています。

大臣、この声に応えて運営費交付金の増額を明言すべきではないでしょうか。

○下村国務大臣 社会経済の高度化、複雑化、グローバル化が進む中で、国立大学は、新しい社会や産業に対応した自己改革を強力に進めていく必要があると思います。現状維持では、地盤沈下を社会も国立大学もしていつてしまうと思います。このような取り組みを進めていく上でも、国立大学の多様な教育研究活動の基盤を支える国立大学法人運営費交付金の役割は、重要であるというふうに認識しております。

現在、文科省におきましても、今後の運営費交付金のあり方を検討するとともに、これと並行して、研究成果を持続的に最大化することを目的として、競争的研究費改革、この検討も進めているところであります。

文科省としては、運営費交付金とこの競争的研究費の改革を一体的に進めつつ、必要な予算確保に努めてまいりたいと考えておりますが、各国立大学の強み、特色を生かした教育研究を伸ばして

いくために、また、喫緊の課題であります国立大学改革を強力に推進していくためにも、マネジメント改革による学長のリーダーシップの確立、各大学の強み、特色の最大化などの自己改革に積極的に取り組む国立大学に対しては、めり張りある重点配分をしてまいりたいと考えます。

○大平委員 やはり、運営費交付金の総額をふやすとは明言されませんでした。

そのもとで重点支援をすれば、どこかを削らなはいといけないのは明らかであり、国立大学の機能や役割を国策に沿って限定し、類型化を進めるものとなってしまうことを、私、重ねて指摘したいと思います。

さらに、運営費交付金の内訳、割合についてお聞きします。

日本経団連は、「イノベーション創出に向けた国立大学の改革について」の中で、二〇一五年までに運営費交付金の競争的配分を三割から四割にし、第三期中期計画では、中長期的には全て競争的配分に移行することも検討すべきだということとまで述べています。また、財政制度等審議会も、一般経費の三割を改革経費とし、三つの機能強化への重点配分に使うべきだと要求をしています。

大臣、文部科学省も、運営費交付金の三割をと、将来的には全て競争的配分に移行する、そんなお考えなのではないでしょうか。

○下村国務大臣 一般運営費交付金は教員の人事費を中心とした教育研究活動の基盤を支えているという基本的な性格を有しておりますので、経団連あるいは財政審などの提言のように、一般運営費交付金全体の三割程度を競争的に配分することは、これは国立大学の教育研究活動に重大な支障を及ぼしかねず、これは慎重に考える必要があると思います。

先ほど答弁いたしました、現在、文科省においては、今後の運営費交付金のあり方を検討するとともに、これと並行して、研究成果を持続的に最大化することを目的として競争的研究費改革の

検討も進めている。あわせて検討していきたいと思ひます。

○大平委員 和歌山大学前学長の山本健慈氏は、「地方国立大学 一学長の約束と挑戦」といういう著書の中で、「三割は、学長さんが使い勝手

のいい予算として返すのですよ」といわれても、もともと法人化の出発点となる国立大学の財政構造が、学部・大学院教育に当たる教職員の雇用とその事業費だけで構成されてきたわけですから、返してもらっても本来の教育を中心とする事業が行えるだけで、改革の原資とはならないのです。そこで、「三割戻しても大改革をしていない」という評価で、そんな大学は退場してもらいますという追いついていまいと、思います。まさに地方国立大学は「壊死」してしまう」と、もつともな訴えをされています。

さらに驚くのは、五月十一日に行われた財政制度等審議会では、多様な収入源の確保を目指すべきだとして国立大学の授業料引き上げも検討することを求めています。文科省も、国立大学授業料の値上げについて検討すべきだとお考えでしょう。

○下村国務大臣 国立大学の授業料につきましては、従来から、高等教育の機会提供という国立大学の役割等を踏まえつつ、大学教育を受ける者と受けない者との公平性の観点から、私立大学の授業料の水準など、社会経済情勢等を総合的に勘案して改定を行ってきたところであります。

文科省としては、基本的にはできるだけ教育費負担をかけないようにしていくことが必要であるというふうに考えておりまして、意欲と能力のある学生等が経済的理由で進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○大平委員 基本的に教育費負担をかけないよう、安心してという御答弁でした。

授業料の問題は、私、今週水曜日の一般質疑でも取り上げましたが、国立大学の授業料は今までさえ世界一高い水準となっており、高学費に苦しむ

学生たちの深刻な実態からも、政府自身が高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権A規約第十三条二項の留保を撤回したその国際公約からも、これ以上の学費の値上げは言語道断だと私は指摘したいと思ひます。

運営費交付金の増額を初め、国の本来の責任を果たすべきだと重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。

○吉川三三委員 次は、吉川元君。

最後の質問ということで少し重複するところもあるかと思いますが、答弁をよろしくお願いしたいと思ひます。

最初に、独立行政法人大学評価・学位授与機構の大学評価の業務についてお聞きしたいと思ひます。

大学等が認証評価機関によって評価を受ける制度は、二〇〇四年、ちょうど国立大学が独立行政法人化された年に始まり、制度の開始から十年以上は経過しているわけです。しかし、正直申し上げまして、制度がどのようなものなのか、また、どのように活用されているのかについて、なかなか認知されていないのではないかと、いろいろな気がしております。

まずお聞きしたいのは、大学等の評価機関につきまして、大学評価・学位授与機構以外にも、大学基準協会あるいは日本高等教育評価機構なども存在しております。大学評価・学位授与機構とそれ以外の評価機関との関係はどのようなものになっているのか、説明をお願いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

現在、文部科学大臣が認証しております認証評価機関といたしましては、御指摘の独立行政法人大学評価・学位授与機構、加えまして、公益財団法人大学基準協会及び公益財団法人日本高等教育評価機構が存在しているところでございます。これらの認証評価機関はそれぞれ独立した関係にございまして、それぞれの理念に基づいて評価

活動を行っているところでございます。

評価機関の特色ということで、先般も少し御紹介いたしましたけれども、大学評価・学位授与機構では、一般の認証評価に加えまして、各大学からの求めに応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況に関する選択的評価の実施を行い、大学基準協会では、理念、目的、教育目標がどの程度達成されているかという達成度評価を重視した評価、あるいは日本高等教育評価機構では、各大学の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価など、それぞれ特色ある評価活動を続けているところでございます。

○吉川三三委員 続きまして、認証評価制度は、今まさに御説明にあったとおり、文科大臣の認証を受けた機関によって大学が定期的に認証評価を受ける制度で、学校教育法の第百九条にも規定をされております。

この条文を読む限り、各大学は定期的に認証評価を受けなければなりませんけれども、評価結果を踏まえて各大学が何をしなければならぬか、あるいは、評価結果をどのように生かしていくかについての明確な規定はございません。

これは、恐らく大学の自治、学問の自由との関係もあり、評価結果が大学の信用を保証する一助となる一方で、あくまで、評価結果を踏まえての大学業務の改善は大学の自主的な判断に委ねられるべきものだという考えからこういうことになっているんだらうというふうに思います。

ちよっとお聞きしたいのは、ことしの一月二十七日に、中教審の大学分科会の方で「認証評価制度の改善に関する論点・検討課題の整理について」という文書が出されております。その中に、「評価結果を活用した改善の促進」ということで、現在の制度では、「大学等には評価を受けることのみが課せられており、評価結果を踏まえた改善については法令上規定されていない。」評価を通じて質の向上の促進を図るためには、評価結果を

各大学の具体的な教育研究活動の改善につなげるための仕組みの整備が必要。」というようなことが論点として示されておりますけれども、この点について文科省はどのようにお考えになられているのか、尋ねます。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、この認証評価制度の目的というのは、評価を受けた大学がみずからの判断で評価結果を踏まえた教育研究等の改善を図るとともに、評価結果が社会に公表され、大学が社会による評価を受けるということを通じて、大学の質の向上を図り、自主的、自律的な大学改革を促す、これを狙いとしているものでございます。

ただし、このように、認証評価制度は大学が設置された後の質の維持向上を図るということを目的としておりますけれども、現在の認証評価制度に對しましては、法令適合性等の外形的な評価に基づく最低限の質の確認にとどまっており、評価を通じて質の向上の促進につなげていないなどの指摘もなされているところでございまして、そういったものを踏まえまして、認証評価制度全体のあり方につきまして、ただいま、中央教育審議会において改善に向けた検討を行っているところでございます。

中央教育審議会では、大学の質的転換を推進するための評価のあり方、あるいは評価結果を活用した自己改善の促進方策、あるいは評価における社会との関係の強化、あるいは評価の効率化、そういった観点から議論をしております。

○吉川三三委員 この評価をもとにして大学側がみずから改善をして質を高めていくということについては私も否定はいたしませんけれども、先ほども言いましたけれども、大学の自治やあるいは学問の自由との関係において、それは、あくまでやはり大学側の自主的な判断によって行われるべきものだということを改めてつけ加えさせていたきたいというふうに思います。

関連してお聞きをいたしますが、二〇〇四年に

国立大学が独立行政法人化され、来年度から第三期の中期目標期間に入ってくるわけです。文科省としては、ミッションの再定義による国立大学改革プランなど、大学改革に取り組んでいるということは承知しております。

その中には、大学の運営費交付金の見直しも含まれており、機能強化に応じた重点支援、あるいは、学長の裁量による経費の配分などが新たに検討されているとも聞いております。

いずれにいたしましても、運営費交付金の配分に当たっては、中期目標期間における各大学の評価が反映されているというふうに思いますが、この点、認証機関による大学の評価というのは、運営交付金の配分に当たってはどのような役割を果たしているのか。あるいは、今後、配分についてこれを活用していくというふうなお考えがあるのか。お聞かせください。

○吉田政府参考人 国立大学法人によります国立大学法人評価、これは、六年間で達成すべき業務運営に関する目標として各国立大学法人ごとに定められました中期目標の達成状況などを、国立大学法人評価委員会が総合的に評価をするというものでございます。

ただ、このうち教育研究の状況につきましては、六年間の終了時におきまして、教育研究の特性に配慮して、専門的な観点から評価をするため、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する、こういった仕組みになっております。

文部科学省では、この国立大学法人評価委員会によります第一期中期目標期間についての総合的な調査結果を踏まえまして、第二期中期目標期間中の、平成二十四年度からの運営費交付金の配分に反映をしているところでございます。

今年度で終了いたします第二期中期目標期間の評価結果についても、当該評価結果が確定した後、運営費交付金の配分に反映させるということになりますけれども、その具体的な取り扱いにつきましては、国立大学の教育研究の特性や自主

性、自律性に十分配慮しつつ、大学の教育研究水準の向上に資するような方向で検討してまいりたいと考えております。

○吉川三三委員 ちよっともう一度だけ確認させていただきたいんですけども、認証評価については、これは関係ないということではよろしいんでしょうか。

○吉田政府参考人 認証評価は自己改革を促すためのものでございます。今の運営費交付金の関係は、あくまでも国立大学法人評価委員会の判断でございまして。

○吉川三三委員 今回の法案については反対するものではありませんけれども、国立大学の現状をいいますと、やはり、運営費交付金の増額なくして改革はあり得ないのではないかとというふうに私は感じております。

先ほども質問がありましたけれども、独立行政法人化されて以降、二〇〇四年度の運営費交付金が当時一兆二千四百十五億円ございましたが、今年度、一五年度の予算で見ますと一兆九百四十五億円、千四百七十億円もの減額がされております。率にして一二％。

また、その配分を見ましても、九十の大学法人がある中で、例えば東京大学一つで全体の七・三％、それから、旧帝大と言われる、北海道大学から始まって九州大学までの七つの大学で三〇％余りの交付金が集中をしているということもございまして。

運営費交付金の対象経費を見ましても、水光熱費などの経費がふえる一方で、人件費を大きく削減せざるを得ないというのが今の国立大学法人の姿でもあります。もちろん、大学の評価や、あるいは、さまざまな競争によって交付金の配分を行うことを全否定するものではありませんけれども、やはりそういったものを入れる際には、運営費交付金総額の増額があつて、その増額の中で行うべきではないかというふうにも私は思います。

そうでなければ、ただでさえ少なくなるパイといえますか、総額の中で各大学が奪い合いを行

い、結果として大学間格差が拡大をしたり、あるいは、運営がこのままいくと立ち行かなくなるような大学も出てくることも考えられます。

見ておられます、これは、大学の特質等々にもよりまして一概には言えませんが、やはり運営費交付金の少ない大学ほど人件費の占める割合というものが高くなっておりますし、これが削られるということになりますと、やはりそれは、直接人件費が削減をされていくという圧力にもなっていくのではないかとこのふうにも思います。

大学改革に当たっては、この運営費交付金全体の増額が不可欠なのではないかというふうに私は考えておりますが、大臣の考えを伺いたいと思います。

○下村国務大臣 社会経済の高度化、複雑化、グローバル化が進む中で、国立大学は、新しい社会や産業に対応した自己改革を強力に進めていく必要があると思います。現状維持では衰退化してしまうと思います。

このような取り組みを進めていく上でも、国立大学の多様な教育研究活動の基盤を支える国立大学法人運営費交付金の役割は重要であるというふうに考えます。

現在、文科省においては、今後の運営費交付金のあり方を検討するとともに、これと並行して、研究成果を持続的に最大化することを目的として、競争的研究費改革、この検討も進めているところであります。

文科省としては、運営費交付金と競争的研究費の改革を一体的に進めつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、各国立大学の強み、特色を生かした教育研究を伸ばしていくためには、また、喫緊の課題である国立大学改革を強力に推進していくためにも、マネジメント改革による学長のリーダーシップの確立、各大学の強み、特色の最大化などの自己改革に積極的に取り組む国立大学に対して、めり張りある重点配分をしていきたいと考えております。

○吉川(元)委員 もう余り時間がありませんが、競争的配分ということについて言わせていただきますと、外部資金の活用も含めていろいろな言われておりますが、恐らくいろいろな学問の分野があらうかと思えます。すぐに産業化に結びつくもの、あるいは、今は生命科学というものが非常に大きな分野になっておりますけれども、実はそうではない学問分野もたくさんございます。

例えば、特に文科系でいいますと、哲学であるとかあるいは歴史であるとか、そういう部分がこのままいくと日本の学問の中で衰退をしていくのではないかと。特に、競争的あるいは社会の高度化、グローバル化という中におきましてそこだけが強調されるということになりますと、そういった分野が逆に小さくなってしまうのではないかとこの危惧も持っております。

また、これは次回以降質問させていただきますけれども、研究不正の温床になる一つの大きな原因がまさにこの競争的な配分ということ、これは日本国内だけではなくて、世界的に見てもその温床になっているということも指摘をされております。

ぜひ、全体のパイを大きくした上で、その中で配分を重点化していくということも含めて考えていただきたいということも訴えまして、私の質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○福井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○福井委員長 この際、本案に対し、初鹿明博君外一名から、維新の党提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。初鹿明博君。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○初鹿委員 ただいま議題となりました独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、維新の党を代表し、その提案理由及びその主な内容について御説明いたします。

独立行政法人国立大学財務・経営センターは、国立大学に対してその附属病院の土地の取得、施設整備等に必要資金の貸し付けを施設費貸付事業として行ってきました。

貸付額は、平成二十五年において約六百十八億円であり、その主たる原資は、財投債による財政融資資金とセンターが債券を発行して調達した資金とされております。

このように、国立大学附属病院の施設整備等については、センターが一括して資金調達をし、各国立大学に貸し付けてきたため、その自主性が十分に発揮されてこなかったと考えております。

この点、自律的な環境のもとで国立大学をより活性化し、競争的環境下で教育水準の向上を目指すという国立大学の法人化の趣旨に鑑みると、各国立大学は、民間金融機関あるいは財政融資資金等から資金を調達し、主体的に施設整備を進めることがより適切であると考えます。

国立大学法人法においても、そのために必要な資金の調達について、各国立大学が長期借入金や債券の発行を行うことが可能とされております。

国立大学法人法の施行から十年以上が経過しましたが、今後、ますます自主的な資金調達を行うことが国立大学に求められていくと考えております。

今回の政府案においては、センターが行ってきた施設費貸付事業を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の業務として引き継がせることにより、国立大学附属病院の施設整備等に必要資金の一括調達を行うことが継続することとなります。

そこで、国立大学の法人化の趣旨を実現し、国立大学の主体的な施設整備を進めるため、施設

費貸付事業を機構の業務としないこととする修正案を提出するものでございます。

次に、修正案の内容について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が独立行政法人国立大学財務・経営センターから承継する業務のうち、施設費貸付事業を行うことを削ることとしております。

第二に、その他所要の規定を整備することとしております。

以上が、修正案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○福井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○福井委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。大平喜信君。

○大平委員 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

その理由は、大学評価・学位授与機構が行う教育分野での国立大学の評価が大学の予算、存続まで左右する仕組みを温存しているからです。国の掲げる目標に基づいて行われる同機構の大学評価は公正な第三者評価とは言えず、その評価についても問題点が指摘されております。

また、国立大学財務・経営センターが行っている国立学校資産を売却する業務が民間再開発を促進しているという問題もそのまます。

一方で、今回の統廃合は単に法人の数を削減するだけで業務も継続するとしていますが、将来的には、国立大学財務・経営センターが行っている施設費貸付事業など、必要な業務を削減していくことも否定できません。

大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営

センターのそれぞれの業務を抜本的に見直さないまま、本来必要な業務の縮小につながりかねない本法案には賛同できません。

また、維新の党提出の修正案については、必要な業務の廃止を掲げており、反対であることを申し上げ、討論を終わります。

○福井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○福井委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、初鹿明博君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○福井委員長 次回は、来る二十日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

平成二十七年五月二十六日印刷

平成二十七年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案に対する修正案

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「一」第二十二條を「一」第十九條に、「第二十三條」第二十五條を「第二十条」第二十一條に、「第二十六條」第二十八條を「第二十二條」第二十四條に改める。

第三條の改正規定中「第十六條第一項第二号及び」及び「第十六條第一項第二号において同じ」を削り、「同項第三号」を「第十六條第一項第二号」に改め、「貸付け及び」を削る。

第十六條第一項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に二号を加える改正規定中「第七号を「第六号」に、「二号」を「一号」に、「二号」を「一号」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十二條を第二十八條とする改正規定中「第二十八條」を「第二十四條」に改める。

第二十一條に一号を加える改正規定中「に次の一号を加える」を「第二十三條とし、第二十條を第二十二條とし、第五章中第十九條を第二十一條とし、第十八條を第二十條とする」に改め、第三号を削る。

第二十一條を第二十七條とし、第二十條を第二十六條とし、第五章中第十九條を第二十五條とし、第十八條を第二十四條とし、同条の前に一條を加える改正規定を削る。

第十七條の改正規定中「及び第三号」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、「一」同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同項の前」を「同条第三項の次に改め、第四項を第五項とし、第三項を第四項とする。

第四章中第十七條を第十八條とし、同条の次に四條を加える改正規定のうち「四條」を「二條」に改め、第十九條から第二十一條までを削り、第

二十二條中「第十六條第一項第三号」を「第十六條第一項第二号」に改め、同条を第十九條とする。

第十六條の次に一條を加える改正規定のうち第十七條中「施設費貸付事業及び」を削る。

附則第四條の改正規定中附則第十三條第一項の下に「及び第四項」を加える。

附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二條の次に一條を加える改正規定のうち附則第十三條第一項第一号中「次号」を「以下この条」に、「以下この条」を「次号及び次項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 改正法附則第二條第一項の規定により機構が承継する旧センター法第十六條第一項又は第二項の規定による独立行政法人国立大学財務・経営センターの長期借入金又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を行うこと。

附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二條の次に一條を加える改正規定のうち附則第十三條第二項中「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「施設費貸付事業及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 第一項の規定により機構が行う同項第三号に掲げる業務については、旧センター法第十六條（第一項を除く。）から第十八條まで及び第二十條（第一号を除く。）の規定は、改正法附則第十條の規定の施行後も、なおその効力を有する。

この場合において、旧センター法第十六條第二項中「前項に規定するもののほか、センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）附則第十三條第一項第三号に掲げる業務」と、「債券」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（以

下「債券」という。）をと、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、「センター」とあるのは「機構」と、同条第五項中「センター」とあるのは「機構」と、同条第七項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」と、旧センター法第十七條中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第二項」と、「センター」とあるのは「機構」と、旧センター法第十八條中「センター」とあるのは「機構」と、旧センター法第二十條第二号中「第十六條第一項、第二項」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三條第四項の規定によりなおその効力を有することとされた第十六條第二項」とする。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧センター法第十六條第二項若しくは第五項又は第十八條の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第二條第八項中「第十六條第一項第三号」を「第十六條第一項第二号」に改める。

附則第五條第二項中「第十九條第三項」を「附則第十三條第四項の規定によりなおその効力を有することとされた旧センター法第十六條第三項」に、「同条第一項又は第二項」を「同条第二項」に改める。